

総合調整会議（2017.11.14）

- 日時：平成29年11月14日（火） 午前8時58分～午前10時00分
○場所：栗東市役所3階談話室
○出席者：市長、副市長、教育長、部長等

<会議内容>

1. 市長の指示事項

市長からの指示

- ・湖南広域行政組合の管理者会議に出席した際に情報提供があり、先日の台風21号によって大きな被害を被った場所が激甚災害に指定されるかもしれないとのこと。それにより補助がもらえる可能性があるので、情報の確認・収集を行うこと。
- ・農振農用地区域の開発の件について、今後、環境影響評価を行いたいと考えており、相談した上で判断したい。
- ・昨日、湖南4市の首長で保育士の状況について話した。守山市が県下である最多の待機児童数を何とかするため、民間の保育所を4施設設置することを打ち出しており、草津市もそれを追随する動きとなりそうである。本市はどうするのか、整理して報告すること。
- ・現在、健康運動公園の事業用地について、馬に絡めた事業展開をUR（都市再生機構）と協議している。今度URへ伺い、どのような事業ができるか確かめてくる。
- ・栗東中学校前の土地における住宅開発について、業者が勝手に説明に回ったことによる苦情を受けた。市の公社用地を処分できる機会なので、手順を間違わせないようにすること。
- ・先日、上砥山営農組合等の団体から要望書が提出され、内容は国道1号バイパス事業に伴い三角地として残る農地を、耕作できるように整備を求めるものである。この件は、武村国会議員事務所、県議会議員にも話されている。今後の対応も含め、情報が入れば報告すること。
- ・平成30年度に向けた国および県の各補助事業に関する情報を、確実につかまえて収集しておくこと。

2. 審議事項

【案件名】(1) 第3期栗東市地域福祉計画（案）について

→ 社会福祉課長から説明

- ・第3期栗東市地域福祉計画（案）について議会報告およびパブリックコメントを実施するにあたり、各分野を横断して共通する事項について審議いただくものである。

区分：決定

3. 報告事項

【案件名】(1) 財産処分について

→ 市民政策部長から説明

- ・立地に関する基本協定書に基づき、株式会社コメリに財産を処分するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、12月議会の議決に付すべく、進捗・経過及び今後の予定等を報告するものである。

区分：了解

【案件名】(2) 栗東市危機管理センターの設置及び管理に関する条例（案）について

→ 市民政策部長、危機管理課長から説明

- ・平成30年4月以降に危機管理センターを運営するにあたり、栗東市危機管理センターの設置及び管理に関する条例（案）ならびに規則（案）を12月議会に上程することについて報告するものである。

区分：了解

【案件名】(3) 一般職員を対象とする「目標マネジメント」の導入について

→ 総務課長から説明

- ・地方公務員における人事評価の実施を制度化した改正地方公務員法を踏まえ、一般職員を対象に人材育成を主眼とした目標マネジメントを実施するにあたり、各部に概要等を報告するものである。
- ・目標マネジメントは、人材育成を主眼とした職務遂行能力の向上を進め、行政サービスの更なる質的向上をねらいとしている。
- ・実施期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- ・年度単位で職員の業務目標を設定し、中間・年度末期に協力者（本人の上位職）と業務の進捗状況、達成度、業務改善に関することを面談する。
- ・職員自らが業務目標ごとの達成状況や職務遂行過程における取り組み姿勢について考察を実施し、その考察に基づいて協力者と面談を実施する。
- ・職員個人の目標は、各部課の組織目標とリンクした目標とする。
- ・本人が係長級の場合、1次協力者は直属課長、2次協力者は直属部長となる。主事補・主事・主査級の場合、1次協力者は直属係長、2次協力者は直属課長となる。保育士・主任級の場合、協力者は直属園長となる。

[子ども・健康部長]

- ・来年度以降は管理職の人事評価と同じ時期となるのか。

[総務課長]

- ・その通りである。

区分：了解

【案件名】(4) 認可保育事業設置・運営事業者募集に係る選定結果について

→ 子ども・健康部長から説明

- ・平成31年4月開所に向け、市内で認可保育事業の設置・運営を担っていただく事業予定者が確定したので報告するものである。
- ・募集期間：平成29年8月18日～9月15日

応募事業者：1法人

事業予定者：社会福祉法人くじら（長崎県大村市富の原一丁目113番地の1）

場 所：栗東市上鉤字下食田541-1 その他3筆

施 設：2階建て 877.82㎡

定 員：120人（0歳児12人、1歳児18人、2歳児18人、3歳児24人、
4歳児24人、5歳児24人）

区分：了解

【案件名】(5) 喫煙場所設置及びポイ捨ての防止について

→ 環境経済部長から説明

- ・平成28年5月30日付けで提出された「駅前喫煙スペース設置に関する要望書」を受け、JR栗東駅および手原駅で、喫煙場所設置及びポイ捨て防止に係る社会実験を実施することについて報告するものである。
- ・実施場所はJR栗東駅東口および西口、JR手原駅南口とする。
- ・実施期間は平成30年1月1日から3月31日までとする。
- ・たばこのポイ捨ての本数と路上喫煙者の人数確認を調査する。
- ・4月以降については、社会実験の課題等を踏まえて検討する。

区分：了解

【案件名】(6) 栗東市いじめ防止基本方針の改定について

→ 教育部長、学校教育課長から説明

- ・平成29年3月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が、同年9月に県の「滋賀県いじめ防止基本方針」が改定され、さらに本市基本方針が策定後3年経過しており、この間のいじめの問題を取り巻く社会状況の変化や本市の新たな課題に対応するため、栗東市いじめ防止基本方針を改定することについて報告するものである。
- ・改定の方法は、栗東市いじめ問題調査委員会および栗東市いじめ問題対策連絡協議会での検討、パブリックコメントの実施等による。
- ・本改定に伴い、各校のいじめ防止基本方針についても順次改定するよう指導する。

区分：了解

4. 閉会

副市長からの挨拶

- ・年末に向けて、新年度予算のヒアリングや12月議会の開催が行われるなど忙しい時期となるが、各所属においては事務事業の進捗について、ミスが発生しないよう対応を図ること。

以上